

毎週火、金曜日発行（但休日に当る時は翌日）

◆規則	市町村に交付すべき昭和三十五年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に関する規則の一部改正
◆訓令	鳥取県精神薄弱者更生相談所処務規程
◆告示	建設業者の登録
◆教委告示	建設業者の変更登録
◆公告	教育職員免許状の授与 健康保険法の規定による保険医の登録 昭和三十六年度第一次二等陸、海、空士採用試験の日時及び場所 昭和三十六年度県立高等学校入学者の第二次募集要項 児童福祉法による被返還者不明の金品についての公告

# 鳥取県公報

## 目次

うち普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年三月二十二日

鳥取県知事 石破二朗

## 鳥取県規則第十二号

市町村に交付すべき昭和三十五年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に関する規則（昭和三十五年九月鳥取県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「」を次のように改める。

〔 昭和三十四年十月一日から昭和三十五年九月三十日までの間に終了した事業年度分にかかる課税標準

市町村に交付すべき昭和三十五年度分の地方交付税の

となるべき額に分割法人分については〇・〇五五四、五七を乗じて得た額及び昭和三十四年二月一日から昭和三十五年一月三十一日までの間に終了した事業

年度分にかかる課税標準となるべき額に分割法人以外の法人（以下「その他の法人」という。）分については、〇・〇六四四六二を乗じて得た額の合算額の規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年度分の普通交付税について適用する。

## 附 則

## 訓 令

## 鳥取県訓令第二号

鳥取県精神薄弱者更生相談所

鳥取県精神薄弱者更生相談所処務規程を次のように定める。

める。

昭和三十六年三月二十二日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県精神薄弱者更生相談所処務規程

## （総則）

第一条 鳥取県精神薄弱者更生相談所（以下「相談所」という。）の処務及び業務の運営については、別に定

## めることとする。

## （巡回診査、巡回更生指導）

- 相談所は、精神薄弱者の便宜を図るために、必要に応じ巡回して診査し、又は更生相談を行なうことができる。
- 相談所は、援護の実施機関が巡回して診査し、又は更生相談を行なう場合は、これに協力しなければならない。

## （意見具申）

第四条 所長は、相談所が行なつた県内の精神薄弱者更生援護に関する技術的調査研究の結果に基づき、援護の実施機関に意見を具申することができる。

（資料の提供）

第五条 相談所は、援護の実施機関から県内の精神薄弱者更生援護に関する資料の提供を求められたときは、これに応じなければならない。

## （研究会の企画及び実施）

第六条 相談所は、県内の精神薄弱者更生援護事業の従事者が参加する要援護者についての研究会を企画し、援護の実施機関と協力してこれを実施しなければならない。（業務の報告）

第七条 所長は、次の各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

- 毎月の事業成績（翌月五日までに提出）
- 毎年度の事業成績（翌年度四月末日までに提出）
- その他重要事項

## （事務の代決）

めるもののほか、この規程の定めるところによる。

## （業務の処理）

第二条 所長は、相談所の業務を別記様式による精神薄弱者更生相談判定票によつて処理し、その結果に基づき、必要とする更生援護の措置を援護の実施機関及び福祉事務所に依頼又は通報しなければならない。

## 2 前項に規定する業務の処理は、総合判定会議を経て行なうものとする。

- 総合判定会議は、所長並びに当該要援護者について専門的診断を行なつた職員及び社会的判定を行なつた精神薄弱者福祉司をもつて構成する。
- 前項に規定する業務の処理は、総合判定会議を経て行なうものとする。

## （巡回診査、巡回更生指導）

第三条 相談所は、精神薄弱者の便益を図るために、必要に応じ巡回して診査し、又は更生相談を行なうことができる。

## （巡回診査、巡回更生指導）

第三条 相談所は、精神薄弱者の便益を図るために、必要に応じ巡回して診査し、又は更生相談を行なうことができる。

第三条 相談所は、援護の実施機関が巡回して診査し、又は更生相談を行なう場合は、これに協力しなければならない。

01051

5 昭和36年3月22日 水曜日 烏取県公報 第3208号

01050

昭和36年3月22日 水曜日 烏取県公報 第3208号 4

診断名		
医 学 的 判 定	既往症及び原因	先天的(胎内時、出産時、不明) 後天的、不明
	一般的所見	
	精神医学的所見	
	治療効果及び処置方法	

## 別記様式

受付年月日 昭和 年 月 日

## 精神薄弱者相談判定票

ふりがな 氏名	男女	明治 大正 昭和 年 月 日生				
教 育	未就学、在学中(普、特殊 年)	小中卒(普、特殊)				
本 籍	相 談					
現 住 所	種 別					
家	氏 名	続柄	年 令	職 業	学 歴	備 考
族						
状						
況						
資 産						
生 育 歷	(家庭環境、生活環境も併せて記入のこと)					
摘 要						

01053

7 昭和36年3月22日 水曜日 鳥取県公報 第3208号

01052

昭和36年3月22日 水曜日 鳥取県公報 第3208号

月 日	事 項

方 式	結 果	結果の解釈
検		
心 理	・	職 能
・	・	判 定
心 理	(判定意見)	
判 定		
職 能	前 職	(判定意見)
判 定	現 職	
	希 望	
総 合	(治療指導方針及び注意事項)	
判 定		
判 定 関 係 者 印		
所 長	医 師	係 著
(昭和 年 月 日総合判定済)		

## 鳥取県告示第百六十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年三月二十二日

## 告 示

示

登録番号

登録年月日

鳥取県知事 石破二朗  
名 称 主たる営業所の所在地 申請者氏名 摘 要

鳥取県知事登録

(一) 第五四七号

昭三六、三、九 杉本組 東伯郡東伯町下伊勢 杉本初藏 土木工事

## 鳥取県告示第百六十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条第一項の規定による変更届の提出があつたので、同条第二項において準用する同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に、昭和三十六年三月十六日変更登録した。

昭和三十六年三月二十二日

登録番号

登録年月日

鳥取県知事 石破二朗  
名 称 営業所の所在地 申請者氏名

鳥取県知事登録

(一) 第六〇六号

蓮仏組 (新) 鳥取市大工町頭一八八四  
八頭郡郡家町米岡一八四 蓮仏君雄

ク 第一八一號 鳥取建設(株) (新) 鳥取市富安二一八  
(旧) 東品治町一〇ノ一五 米村芳次郎

## 鳥取県告示第百六十三号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第五条第二項の規定に基づき、次の者に教育職員免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和三十六年三月二十二日

免許状の種類

番 号

氏 名

本 稽

籍 地

授与年月日

高等学校教諭二級 普通免許状(家庭) 昭三五高二普第三号 漆原照子 鳥取県八頭郡河原町小河内二〇九

昭和三十六年二月二十八日

## 鳥取県告示第百六十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和三十六年三月二十二日

鳥取県知事 石破二朗

朗

氏 名

住 所

登録の記号及び番号

登録年月日

朗

鶴山幸彦

倉吉市上井町二丁目

鳥歯二二一

昭和三六、三、二三

- 1 出願期日
- 2 入学志願書を受理した高等学校長は、受検票を志願者に交付する。
- 3 志願者の出身学校長は、出願期間内に志望校の校長あて報告書を提出する。
- 4 出願期間および受付場所

### 鳥取県告示第百六十五号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十七条第一項の規定により、昭和三十六年度第一次二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験の日時及び場所を定めたので、同項の規定により告示する。

昭和三十六年三月二十二日

鳥取県知事 石破二朗

日時及び場所

昭和三十六年四月二十二日	午前八時三十分から
四月二十三日	"
四月二十五日	"
四月二十六日	"
四月二十七日	"

鳥取市行徳 明徳小学校  
倉吉市堺町 倉吉東高等学校  
境港市明治町 境公民館  
日野郡日野町 根雨公会堂  
米子市西三柳陸上自衛隊米子駐屯部隊

### 教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十一号

昭和三十六年度県立高等学校入学者の第二次募集を次の要項によつて行なう。

昭和三十六年三月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

昭和三十六年度県立高等学校入学者第二次

募集要項

昭和三十六年度県立高等学校入学者第二次募集要項を次のとおり定める。

- 1 第二次募集を行なう高等学校および募集生徒数
- 2 第二次募集を行なう高等学校および募集生徒数は別表のとおりである。
- 3 出願手続
  - 1 中学校を卒業した者
  - 2 学校教育法施行規則第六十三条の各号に該当する者
- 4 入学出願資格
  - 1 中学校を卒業した者
  - 2 学校教育法施行規則第六十三条の各号に該当する者
- 5 入学者選抜学力検査
  - 1 検査日時
  - 2 受付場所 各志望校
- 6 入学者の選抜
  - 1 入学者の選抜
  - 2 検査科目
- 7 入学選抜合格者発表
  - 1 期日 昭和三十六年三月二十九日（水）十二時
  - 2 場所 各志望校
- 8 注意事項

から受取ること。

2 本要項に関する質疑は、志願先高等学校においてただすこと。

学 校 名	全定区分	科 名	課 程 名	所 在 地	募集生徒数
八頭高等学校	定時制	農業科	八頭郡若桜町若桜五〇一一番地	若干名	若干名
倉吉農業高等学校	定時制	農業科	東伯郡三朝町大瀬字戸崎九九六番地	若干名	若干名
東伯実業高等学校	定時制	農業科	東伯郡赤崎町赤崎一・九五七番地	若干名	若干名
米子東高等学校	定時制 (夜間)	農業科	農村家庭課程	若干名	若干名
	普通科	農業科	農村家庭課程	若干名	若干名
	商業科	農業科	農村家庭課程	若干名	若干名
境高等学校	定時制	農業科	農業科	若干名	若干名
	普通科	農業科	農業科	若干名	若干名
	商業科	農業科	農業科	若干名	若干名
日野実業高等学校	定時制	農業科	農業科	若干名	若干名
	普通科	農業科	農業科	若干名	若干名
	商業科	農業科	農業科	若干名	若干名
日野実業高等学校	定時制	農業科	農業科	若干名	若干名
	普通科	農業科	農業科	若干名	若干名
	商業科	農業科	農業科	若干名	若干名
境港市東本町二番地	農業課程	農業課程	農業課程	若干名	若干名
	農村家庭課程	農村家庭課程	農村家庭課程	若干名	若干名
	農業課程	農業課程	農業課程	若干名	若干名
日野郡日南町矢戸一・一六四番地の一	農業課程	農業課程	農業課程	若干名	若干名
	農村家庭課程	農村家庭課程	農村家庭課程	若干名	若干名
	農業課程	農業課程	農業課程	若干名	若干名
日野郡日南町大字阿毘縁一・二一四番地の一	農業課程	農業課程	農業課程	若干名	若干名
	農村家庭課程	農村家庭課程	農村家庭課程	若干名	若干名
	農業課程	農業課程	農業課程	若干名	若干名
日野郡薄口町薄口二九七番地	農業課程	農業課程	農業課程	若干名	若干名
	農村家庭課程	農村家庭課程	農村家庭課程	若干名	若干名
	農業課程	農業課程	農業課程	若干名	若干名

## 公 告

次の金品は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条により一時保護を加えた児童の所持しているものであるが、この金品について返還請求権を有する者は、公告の日から一年以内に申し出られたい。

昭和三十六年三月二十二日

鳥取県知事 石破二朗

現 金	現 金	名 品 称	種 類	數 量	形 状	児童が所持するに至つた経過
		現 金	現 金	二、八〇一円	一、一五〇円	昭和三十五年十月九日から十一月三日まで
		時 計	カ メ ラ	一、一五〇円	一個	一時保護した児童の所持していた所有者不明の現金を某児童が窃取したもの
			セイコー十型	六〇〇円	"	昭和三十五年一月上旬米子市西町鳥取医大手術室更衣室に侵入し所有者不明のズボンのボケットから窃取したもの